

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公 募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 数	備考
令和5年12月 該当無し										
令和6年1月 該当無し										

令和5年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 令和5年度 東京港国際海上コンテナターミナル整備事業環境調査

本件は、下記の理由により三洋テクノマリン（株）と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）の環境影響評価に係る、事後調査（工事の施工中）の実施、事後調査報告書の取りまとめ、及び変更届の作成を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、環境影響評価の事後調査計画書に基づく、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系（鳥類、水生生物）、及び廃棄物に係る多岐にわたる分野の環境調査に関する知見を有するとともに、調査計画の立案、結果の整理については、事業背景及び事業特性を理解し、港湾物流、各種環境基準及び東京都環境影響評価条例はもとより、環境保全対策等の多岐に渡る環境分野に精通し、最新の知見を有していることが必要である。

上記のことから、簡易公募に準じた総合評価型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

『東京港国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)について、工事の施工中の事後調査報告書を取りまとめるために留意すべき事項』

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った三洋テクノマリン（株）を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、三洋テクノマリン（株）と随意契約をするものである。

令和 5 年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 令和 5 年度 東京港におけるマリーナ・小型船舶の活用による災害時輸送に関する検討業務

本件は、下記の理由により (一社) 日本マリーナ・ビーチ協会と随意契約致したい。

記

本業務は、首都直下地震等の大規模災害時における小型船舶及び港湾業務艇による災害支援活動を想定し、東京港におけるマリーナや船着き場の健全性を考慮したうえでの小型船舶による災害時輸送に関する検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、マリーナや小型船舶に関する運用や災害時に対応可能な機能などの様々な知識を有するとともに災害支援活動における行政機関との連携などに関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

上記のことから、簡易公募に準じた総合評価型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

『当局が民間業者へ小型船舶の災害支援要請にかかる手続き等に関する検討を行ううえでの着眼点』

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った (一社) 日本マリーナ・ビーチ協会を特定した。

本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、(一社) 日本マリーナ・ビーチ協会と随意契約をするものである。

